

公益社団法人鳥取県医師会長
一般社団法人鳥取県東部医師会長
公益社団法人鳥取県中部医師会長
公益社団法人鳥取県西部医師会長
一般社団法人鳥取県歯科医師会長
各 病 院 長

様

鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症全数把握見直しに伴う医療機関におけるクラスター対策
について（通知）

本県の保健行政については、日頃多大なる御理解、御協力をいただき厚くお礼を申し上げます。

これまで、医療機関における新型コロナウイルス感染症のクラスター発生の早期の封じ込め
或は、未然防止に係る対応について、全数把握の情報等を基に必要な対策を講じてきたところ
です。

先日、厚生労働省が提示した新型コロナウイルス感染症に係る発生届の限定措置（緊急避難
措置）を受け、本県では9月2日（金）から全数把握の見直しを行うこととなり、医療機関に
係るクラスター対応のための組織を立ち上げ、感染防止策を図ることとしておりますのでご承
知いただくとともに、県への報告等について御協力頂きますようお願いいたします。

記

1 実施体制

- (1) 本庁に、医療機関などハイリスク者が利用する施設のクラスター対応の重点的に行う
ための「福祉・医療施設感染対策センター」を設置。医療機関からの報告に基づき、日々
の発生状況を収集し、助言・指導等を行う。
- (2) クラスター発生や、院内感染の爆発的な増加などの状況に至った場合、福祉・医療施
設感染対策センターで感染制御の専門家チームの派遣調整を行う。

2 県への報告

- (1) 医療機関は、指定様式（別添2）により陽性者（1名以上）の発生状況を定時（前日
分を翌日の9時頃まで）に福祉・医療施設感染対策センターへ報告をお願いします。
- (2) クラスター発生した場合は速やかに福祉・医療施設感染対策センターへ報告をお願い
します。

【報告先】メールアドレス：iryuu-hoken@pref.tottori.lg.jp

【連絡先】080-9394-3592

※日々の報告は、タイトルを「医療機関院内感染者発生報告書<●●病院(●月●日分)>」としていただき、メールで指定様式をお送りください。

(担当)

保険医療指導担当 米原・樽本

電 話：0857-26-7189

ファクシミリ：0857-26-8168